

## 条例検討会について

### 1. 第7回（H25.12.19）グループ発表・討議

#### （1）商品販売・サービス提供分野

- ・障がい当事者が差別だと感じることに對し、事業者が差別だと感じていることを認識できていない場合がある。その原因は、事業者が障がい特性を知らないことに起因していることが多い。
- ・障がい者を受け入れることについて、事業者の理解はあっても、お客様がそれを理解していないということが有り得る。
- ・盲導犬や代筆等について、きちんと理解してもらえるように説明していく、根気よく伝えていくことが大事。
- ・差別事例を検討していると、差別というよりは明らかな相互の話し合い不足、理解不足、いわゆる誤解だという事例が多く見られる。合理的な根拠に基づき、合理的な説明を行うことが大事。
- ・障がい者に対して、理不尽さを感じさせないようにする必要がある。
- ・合理的な根拠や合理的な説明というところの合理性は、何を基準にして合理性というのか。健常者の方々が、どうしてこれを差別に思うのだろうかという理解がないと基準立てができない。
- ・障がい者が利用しやすい設備を持つ事業所を、事例集などで紹介すると良い。
- ・両者の言い分をしっかりと聞き、どのような問題でも丁寧に納得できるところに落とししていく機関が必要。

#### （2）労働分野

- ・採用に関するだけでなく、入社後の支援（心のケアなど）も必要。
- ・障がい者雇用に取り組んでいる事業者が、どのような仕事を、何に配慮してやっているか、ノウハウを伝える仕組みが必要。

#### （3）建物・公共交通分野

- ・車椅子がバスに乗車する際、アナウンスすべきかどうかという問題については、それぞれの立場によって求める対応が異なる。一律には決められない問題であり、このことはすべてのことに共通する。

- ・罰則については、千葉県のように相互理解の方向で問題を解決する方法と、アメリカのADAのように、きちんと罰則を設け、文句を言わせないという方法がある。

#### (4) 住宅分野

- ・グループホーム、ケアホームの建設の際、自治会への説明会を求められて、その自治会で反対されて頓挫するという問題がある。
- ・新しい街をつくる際、街のど真ん中に福祉施設とか、ケアホームなどの社会資源を街で一番いいところに確保して造って、後から来た人たちが文句を言えないという方法を取っている自治体がある。新潟市の都市整備もそういう発想があっても良いのでは。

#### (5) 教育分野

- ・一律にすべての障がいのある方が暮らしやすいように整備するというのは相当難しい。そのため、個人に特化した合理的配慮については、例えば、教育であれば個別の教育支援計画という書類の中で、その個人に必要な配慮を明らかにする。他の分野でも、教育支援計画のような個人に特化した配慮を明らかにするものがあると良い。

## 2. 第8回(H26.1.16) グループ発表・討議

### (1) 教育分野

- ・「修学旅行に参加したことで亡くなってしまった事例があり、遠慮してもらうことも必要か」という意見については、全員参加が原則だが、安全確保が図られない場合、遠慮してもらうこともあるという意味。
- ・昇降機は、今、設置するようになっているということも確認事項。
- ・手話が言語であることを、市民等への周知啓発していかなければならない。
- ・新潟市立東特別支援学校に通う知的障がいの生徒が高等部を希望しても、亀田の高等部までの送迎手段を確保できないと高等部への進学を諦めているという現実がある。教育の機会均等を図るようすべき。

### (2) 情報・コミュニケーション分野

- ・入院している障がいのある方へのコミュニケーション支援が必要。

- ・どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある。
- ・全部の銀行に視覚障がい者が使えるATMは入っていない現実がある。
- ・ホームページの中には、視覚障がい者が内容を確認できないものがある。視覚障がい者を含む様々な市民が見ているということを周知していただきたい。
- ・学校において、子供たちに障がいについて理解を深めてもらうには、机上の学習だけでなく、体験的な取組み（総合的な学習・交流教育など）を行った方がより効果的。また、学校教育だけでなく、家庭教育や社会教育の中で周知啓発していくことも必要。
- ・公のもの、民間のもの、有料、無料に関わらず全てのイベントにおいて、困ったときには相談してくださいというような情報・コミュニケーション（手話通訳・要約筆記・点字資料など）を支援する仕組みがあると良い。
- ・手話言語条例を制定が必要。

### (3) 福祉分野

- ・私たちの犯しやすい誤りというのは、物言わぬ人の意向を伺わずに済ますことがしばしばで、そのことが常の状態になっているのではないか。
- ・よくコミュニケーションを取る中で、いかに支援し、お客様に喜んでいただけるか。この辺りはサービス業の本質的な話。そのことを、福祉サービスの分野できちんと行えるようになることが一番のポイントではないか。
- ・障がい児の場合は、親が障がい児を抱え勤めることが難しいため、ひまわりクラブに入れない。障がい者と健常者が共にいた方がよいと思うが、希望されれば受け入れてもらえるのか。
- ・同じ視覚障がいがあっても、若いときから視覚障がいがある人と比べると、介護保険に該当する年齢になってから視覚障がいを受けた方は、外出の介助ヘルパー制度を制限されている。
- ・本来なら受けられるサービスが限定される、時間数が少なくされるという事態が起こらないよう、相談員の方は、それぞれの障がい特性をしっかりと理解して、その人に合った計画を立てる必要がある。
- ・要望を実現するうえで、障がい当事者若しくは団体が入り、シミュレーションしながらその過程を公開していく方法もある。
- ・条例を周知啓発する際に、町内会長というキーパーソンをおさえるというのは重要な視点。

#### (4) 医療分野

- ・追加1の簡易説明パンフレットの作成などは、例えば、発達障がいの自閉症スペクトラムの方が歯医者にかかったときに、恐怖を覚えるので歯医者でこういう対応がいいのではないかという、非常にビジュアルなマニュアルを作ったりしている。医師側で分かるように伝えるという工夫が必要だろうし、もう一つ、当事者の方が痛いとか怖いとか不安だということを訴えられる保証も必要なのではないか。
- ・障がい者が入院したときに、身の回りの世話を看護師にお願いするのは難しい。そのため、通常利用しているヘルパーに対応をお願いできないかということを考えている。
- ・障がいのある方に対して配慮した取組みを行っているITサポートセンターという支援機関があることは、押さえておく必要がある
- ・精神障がいに対しての夜間の救急が市内にはないため、救急に電話してもそれはうちでは受け入れられないと断られるということを知ったことがある。また、持病に精神病があることを伝えると、受診を断られる（嫌な顔をされるなど）という現実がある。

#### (5) その他

- ・障がい者に対する理解を深めるための取組みに対して、行政のバックアップ（人的な支援や経済的な支援など）があると、より理解が深まるのではないか。
- ・周知啓発の手段は多様であるべき。いろいろな手段を使って訴えていくということが重要。
- ・障がいについては、話を聞いただけではなかなか理解が難しいので、疑似体験できる研修会があると理解が深まる。
- ・福祉施設と自治会長などの地域の人とが繋がることは、障がい者への理解を深める一助となる。行政には、その橋渡しをお願いしたい。
- ・当事者参加は、障がい者差別を防止する手段となる。政策策定などの様々な場面において、障がい当事者が参加できるようにする必要がある。
- ・様々な意見が差別事例の対応策として出されているが、その内容が実際の現場で働いている方々に伝わる中身なのかという不安がある。そのため、経営者協会の方と一緒に商工会議所を回ったりするなどして、それぞれの分野の現場の方々と意見交換する必要がある。

## 意見交換会スケジュール（案）

	H25年度	H26年度						
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
条例検討会	第9回 (3/20) ○	第10回 (4/17) ○					第11回 (9/18) ○	
中間とりまとめ(案)作成	←————→							
条例(案)作成						←————→		
意見交換会等		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>【対象】 区自治協委員・ 自治会長・ 民生委員</p> <p>説明者：行政</p> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>【対象】</p> <p>(1)一般市民※区別で開催</p> <p>(2)関係団体 (①教育関係団体・②医療関係団体・③交通関係団体・④雇用・生活関係団体・⑤障がい当事者団体・⑥福祉サービス関係団体など)</p> <p>説明者：関係団体委員及び当事者委員で説明</p> </div>				